

船舶事故等調査報告書

平成25年11月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013仙第49号
事故等種類	転覆
発生日時	平成25年7月25日 04時00分ごろ
発生場所	岩手県釜石市釜石港湾口の馬田岬沖 釜石港湾口南防波堤灯台から真方位351° 1,470m付近 (概位 北緯39° 16.2′ 東経141° 55.8′)
事故等調査の経過	平成25年8月8日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 金毘羅丸、0.6トン
船舶番号、船舶所有者等	IT3-41417（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定乗組員、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	船外機が水没
事故等の経過	本船は、船長ほか1人が乗り組み、馬田岬沖において、船首を北方に向け、漂泊して刺し網漁の操業中、右舷後方からの大きい波を受け、船内に浸水して右舷甲板上に海水がたまり、左舷甲板上に置いていた網が右舷側へ移動し、平成25年7月25日04時00分ごろ右舷側に傾いて転覆した。 船長及び乗組員は、転覆と同時に落水したが、海面上に出ていた船底に避難した後、携帯電話で知人に連絡し、来援した漁船に救助された。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風速 約0.7m/s 海象：潮汐 満潮時、波高 約1.5m、波向 北北西
その他の事項	船長及び乗組員は、救命胴衣を着用していなかった。 船長及び乗組員は、船首付近で船首方を向いて操業しており、操業場所付近の波高が1.5m程度であったと感じていたが、右舷後方からの大きい波には気付いていなかった。
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし
気象・海象の関与	あり
判明した事項の解析	本船は、馬田岬沖で漂泊して刺し網漁の操業中、右舷後方から波を受け、船内に浸水して右舷甲板上にたまり、左舷甲板上に置いていた網が右舷側へ移動したことから、右舷側に傾いて転覆したものと考え

	<p>られる。</p> <p>船長及び乗組員は、操業場所付近の波高が1.5m程度であったと感じていたが、船首付近で船首方を向いて操業を続けていたことから、右舷後方からの波には気付かなかったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、馬田岬沖で漂泊して刺し網漁の操業中、右舷後方から波を受け、船内に浸水して右舷甲板上にたまり、左舷甲板上に置いていた網が右舷側へ移動したため、右舷側に傾いて転覆したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型船舶は、波を受けて浸水すれば、転覆する危険があるので、波の来る方向に船首を向けるなどし、波による転覆の危険性を少なくすること。 ・ 波高が高い場合は、出航を見合わせること。